平成２２年（フ）第３３２０号
愛知県日進市三本木町細廻間456番地６　日進パレス201、申立時の住所名古屋市天白区池場２丁目2503番地　レインボー石薬師202号
債務者　三串　裕二
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５９号
札幌市南区川沿11条１丁目５番１―205号
債務者　山野　尊弘
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越前谷孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６号
熊本市高平２丁目14番50号
債務者　有働　淳子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　和信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９号
神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目８番22号
債務者　小島　泰司
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　将樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１６５７号
名古屋市天白区菅田２丁目502番地
債務者　岡西　　創
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　　保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地960番地５
株式会社順和寮
債務者　柴田　俊一
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横家　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
沖縄県那覇市首里寒川町１丁目30番地５
債務者　東恩納寛順
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　朋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２１号
京都府舞鶴市字引土246番地
債務者　進藤　啓一
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
沖縄県豊見城市字宜保260番地プラザビル302号
債務者　奥田　清夫
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２９号
三重県松阪市駅部田町123番地３
債務者　岡田　昭彦
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　康成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２６２号
宮崎市南高松町６―26　晴ビル２階、住民票上の住所宮崎市大工１丁目10番25号　第二宮下ビル201号
債務者　宮下康二郎
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島里都子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８６号
愛知県豊橋市天伯町字竜ヶ丘125番地の５、従前の住所愛知県豊橋市野依町字花ノ木127番地の１
債務者　めん処丸長こと　山田　良雄
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由田　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３１５号
埼玉県越谷市大字小曽川409番地
債務者　高木ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
埼玉県春日部市一ノ割1253番地３
債務者　山崎　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
埼玉県比企郡小川町大字青山190番地
債務者　大木　光男
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３１４号
千葉県市川市大野町２丁目147番地１　市川グリーンハイツ第二102号
債務者　土肥　博文
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係